

〇〇年(〇)第〇〇〇〇号

保 釈 請 求 却 下 決 定

被告人 〇〇 〇〇

〇〇年〇〇月〇〇日生

被告人に対する〇〇被告事件について、〇〇年〇〇月〇〇日弁護士〇〇から保釈の請求があったので、当裁判所は、検察官の意見を聴いた上、次のとおり決定する。

主 文

本件保釈の請求を却下する。

理 由

被告人は、下記〇に該当し、かつ、裁量で保釈の許可をするのは適当と認められない。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇裁判所

裁判官 〇〇 〇〇 ④

記

- 1 死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪を犯したものである。
- 2 前に死刑又は無期若しくは長期10年を超える懲役若しくは禁錮に当たる罪につき有罪の宣告を受けたことがある。
- 3 常習として長期3年以上の懲役又は禁錮に当たる罪を犯したものである。
- 4 罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由がある。
- 5 被害者その他事件の審判に必要な知識を有すると認められる者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え、又はこれらの者を畏怖させる行為をすると疑うに足りる相当な理由がある。
- 6 氏名又は住居が分からない。
- 7 禁錮以上の刑に処する判決の宣告があったものである。